

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、一般社団法人徳島県介護支援専門員協会（以下「本法人」という。）が保有する個人情報の漏えい、滅失、き損及び誤使用等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先及びその職位又は所属、生年月日その他の記述により特定の個人を認識することができるもの
- (2) 本人 個人情報によって識別される特定の個人
- (3) 従業者 本法人組織内でその指揮監督を受け、個人情報の取り扱いに従事する者
- (4) 個人情報保護管理責任者 個人情報の保護、実施及び運用に関する責任と権限を有する者として理事長より任命された者
- (5) 監査責任者 本法人の理事で、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有し、理事長より任命された者

(対象となる個人情報)

第3条 この規程の対象となる個人情報は、本法人において適法かつ公正な手段により収集され、取り扱われるすべての個人情報とする。

(管理組織等)

第4条 本法人にこの規程の実施及び運用に関する責任者として、個人情報保護総合管理責任者（以下「総合管理責任者」という。）を置き、理事長をもってこれにあてるものとする。

2 本法人の事務局に個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、事務局長をもってこれにあてるものとする。

(総合管理責任者等の責務)

第5条 総合管理責任者は、個人情報保護に関する事務を総括する。

2 管理責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行い、個人情報保護に関して必要な事項を全般的に管理する。

(利用の目的及び利用範囲)

第6条 本法人は、利用の目的（以下「利用目的」という。）の範囲内で個人情報を取り扱うものとする。また、利用目的については、本法人のホームページに公表することとする。

2 本法人は、個人情報の利用目的を本人に通知し、利用目的の範囲内において使用する。

3 前項に関わらず、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその他委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す

ることに対して協力する必要がある場合

(個人情報の守秘義務)

第7条 本法人の役職員は、個人情報の秘密の保持に十分注意を払い、漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても守秘義務を負うものとする。

(教育研修)

第8条 総合管理責任者は、個人情報の取り扱いに従事する役職員に対し、個人情報の重要性について理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため定期的に啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

(個人情報の廃棄及び消去)

第9条 個人情報が記載された書類等の破棄を行う場合は、管理責任者の指示に従い、裁断等により読み取り不可能な状態に処分するものとする。

2 コンピュータ及び磁気媒体等の廃棄、転売又は譲渡等（リースの場合の返却を含む。）を行う場合は、管理責任者の指示に従い、コンピュータ及び磁気媒体等の中の個人情報を復元不可能な状態にしなければならない。

(外部委託)

第10条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように選定基準を設けるものとする。

2 委託に際する契約書には、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理状況等必要な事項について確認しなければならない。

- (1) 個人情報に関する機密保持等の義務事項
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の漏えい等による事故時の責任に関する事項
- (4) 個人情報の管理状況についての検査の実施に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(個人情報の開示)

第11条 本法人が収集した個人情報に関して、本人から情報の開示を求められた場合は、別に定める本人確認及び請求手続きにしたがって遅滞なく開示するものとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部について開示しないことができるものとし、開示できないときはその理由を本人に通知する。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがあるとき
- (2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあるとき
- (3) 他の法令に違反することとなるとき

(個人情報の訂正等)

第12条 本法人は、本人から、本法人の有する情報が事実でないとの理由から内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、事実の確認等の必要な調査を行い、別に定める手続きに従って、当該個人情報の訂正等を行うものとする。

(個人情報保護の窓口の設置)

第13条 個人情報の利用目的の通知又は開示等の請求に関する受付の事務を行う窓口（以下「個人情報保護窓口」という。）を事務局に置く。

2 個人情報保護窓口は、本法人における個人情報の取扱い等に係る苦情の相談を行う窓口（以下「苦情相談窓口」という。）を兼ねるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 本法人は、苦情相談窓口において苦情処理の申出を受け付けるものとする。

3 苦情相談窓口において苦情処理の申出を受けたときは、苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況を迅速に調査し、その適切な措置について管理責任者と協議して行わなければならない。

(漏えい等が発生した場合の対応)

第 15 条 本法人は、自己の取扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、当該個人情報の漏えい等の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知りうる状態におくとともに、可能な限り事実関係、発生原因及び対応を遅滞なく公表するものとする。

(監査)

第 16 条 監査責任者は、個人情報保護の徹底に関して、毎年 1 回、監査を実施するものとする。

(損害賠償)

第 17 条 本法人の役職員は、個人情報の漏えい等により、本人又は本法人ほか関係者に損害を及ぼしたときは、賠償の責任を負うものとする。その職を退いた後においても賠償責任を負うものとする。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第 19 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、本法人成立の日から施行する。